

訪問看護ステーションポプラ 利用料金

(訪問看護：医療保険・高齢者医療)

【 法定利用料自己負担金 】

○訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費（1回あたり）

看護師による訪問	利用者負担額が 1割の場合	利用者負担額が 2割の場合	利用者負担額が 3割の場合
月1回目の場合	1,299	2,598	3,897
月2回目以降の場合（週3日目まで）	855	1,710	2,565
月2回目以降の場合（週4日目以降）	955	1,910	2,865
外泊時	850	1,700	2,550
理学療法士等による訪問	利用者負担額が 1割の場合	利用者負担額が 2割の場合	利用者負担額が 3割の場合
月1回目の場合	1,299	2,598	3,897
月2回目以降の場合（週3日目まで）	855	1,710	2,565
月2回目以降の場合（週4日目以降）	855	1,710	2,565
外泊時	850	1,700	2,550

*医療保険による訪問は週3回までです。

但し、次頁*2)厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は週4日以上訪問が可能です。

○各種加算

	利用者負担額が 1割の場合	利用者負担額が 2割の場合	利用者負担額が 3割の場合
夜間・早朝訪問看護加算 (18:00~22:00) (6:00~8:00)	210	420	630
深夜訪問看護加算 (22:00~6:00)	420	840	1,260
24時間対応体制加算 (月額)	640	1,280	1,920
特別管理加算 (月額)	250	500	750
特別管理加算重度 (月額)	500	1,000	1,500
難病等複数回訪問加算：末期の悪性腫瘍、パーキンソン病関連疾患等又は特別訪問看護指示書による期間のみ			
1日に2回訪問した場合	450	900	1,350
1日に3回以上訪問した場合	800	1,600	2,400
難病等複数回訪問加算（同一建物居住者が2人以内の場合）			
1日に2回訪問した場合	450	900	1,350
1日に3回以上訪問した場合	800	1,600	2,400
難病等複数回訪問加算（同一建物居住者が3人以上の場合）			
1日に2回訪問した場合	400	800	1,200
1日に3回以上訪問した場合	720	1,440	2,160
複数名訪問看護加算：末期の悪性腫瘍、パーキンソン病関連疾患等又は特別訪問看護指示書による期間のみ			
看護師、理学療法士等	450	900	1,350
複数名訪問看護加算（同一建物居住者が2人以内の場合）			
看護師、理学療法士等	450	900	1,350
複数名訪問看護加算（同一建物居住者が3人以上の場合）			
看護師、理学療法士等	400	800	1,200

緊急訪問看護加算 (主治医の指示を受け計画外の訪問)	265	530	795
長時間訪問看護加算 (訪問時間90分以上)	520	1040	1560
退院時共同指導加算 (入院・入所中に指導)	800	1,600	2,400
特別管理指導加算 (特別な管理が必要、退院時共同指導実施の場合)	200	400	600
退院支援指導加算 (退院当日に訪問、療養上の指導)	600	1,200	1,800
訪問看護情報提供療養費 (市町村に対して情報提供)	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1 (死亡月に算定)	2,500	5,000	7,500

*利用者負担額は、お手持ちの被保険者証、公費負担医療制度の適用の有無等により異なります。
不明な点はお手数ですがお問い合わせ下さい。

【 保険適用外の料金 】

交通費：10km（片道）	220
--------------	-----

*お利用者様のお宅～訪問看護ステーション往復の交通費です。
訪問1回ごとに算定いたします。

休日	3,300
----	-------

* 医療保険とは・・・*

- * 介護保険の認定を受けていない方や64歳以下の方に摘要となります。
なお、65歳以上で介護保険の認定を受けている方でも、特定疾患などご病気によっては医療保険が適用になる場合がございます。（下欄*2ご参照）
- * 各種公費の適用により、ご本人の負担がこの表と一致しない場合がございますので、詳しくは個別にご説明させていただきます。
- * この表に示した料金は平成30年4月現在のものです。
制度改正などにより変更になる場合がございますので、ご承知おき下さい。

*1) 特別管理加算の対象となる状態とは、下記のとおりです。

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理

在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、

在宅自己道尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、

在宅自己疼痛管理指導若しくは在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態に

ある利用者、人口肛門若しくは人工膀胱を設置しちる状態にある利用者、

真皮を超える褥瘡にある利用者

在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している利用者

○重症度が高い状態

在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開指導管理を受けている状態に

ある利用者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

にある利用者

*2) 65歳以上で医療保険による訪問看護の対象となる疾患は以下の通りです。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、

パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、

パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上かつ生活機能

障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）多系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、

オリブ橋小脳変性症、シャイ・ドレガー症候群）プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、

ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群若しくは頸髄損傷の患者又は

人工呼吸器を装着している患者